

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和2年7月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のため>

○西本 章一様（高栄西町） 50,000円 ○畑山 アイ様（常呂町） 30,000円

<故人が生前お世話になったため>

○山川 京子様（美山町南） 20,000円 ○小橋 キミ様（端野町） 20,000円
○川島 茂光様（端野町） 50,000円 ○岩橋 繁様（常呂町） 20,000円
○馬淵 茂様（常呂町） 50,000円 ○藤田 トシ子様（常呂町） 10,000円
○岡 朝子様（留辺蘂町） 30,000円

<ボランティア活動推進のために>

○「小さな親切」運動北見支部様（大通東） 170,000円

<各種祝い返しにかえて>

○田中 雄彦様（端野町） 30,000円